

福島県未来に進もう!こどもの夢応援事業給付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福島県が行う児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく措置により、児童養護施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム(以下「児童養護施設等」という。)を退所した者又は里親、ファミリーホーム(以下「里親等」という。)の委託を解除された者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない者であって、学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に規定する大学、同法第97条に規定する大学院、同法第108条第2項に規定する短期大学、同法第115条に規定する高等専門学校及び同法第124条に規定する専修学校、その他高等学校卒業を入学の要件とする学校等(以下「大学等」という。)に進学した者(以下「児童養護施設等退所者」という。)の生活の支援を目的として給付する支援給付金の申請手続き等について定めるものとする。

(支援給付金の種類)

第2条 支援給付金の種類及び金額は以下のとおりとする。

- (1) 生活給付金
児童養護施設等退所者が生活に要する費用として、1人につき毎月60,000円を給付する。
- (2) 入学支度金
児童養護施設等退所者が大学等に入学する際の生活準備に要する費用として、入学時に1人につき1回、500,000円を給付する。
- (3) 臨時給付金
前各号の対象者が在学中の住居確保のため、賃貸借契約の契約更新、転居に要する費用等として、1人につき上限を300,000円として給付する。
なお、1人につき上限以内であれば、複数回に分けて給付可能とする。

(対象者)

第3条 支援給付金の給付の対象となる者は、児童養護施設等退所者のうち、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 大学等への進学を理由に児童養護施設等を退所した者又は里親等の委託を解除された者
- (2) 満22歳に達する年度までに大学院を除く大学等に入学し、大学等の定める正規の在学期間に在学中の者(合格通知を受け、入学を希望している者を含む。)。引き続き大学院に入学した場合は、大学院の正規の在学期間に在学中の者(合格通知を受け、入学を希望している者を含む。)。ただし、災害、傷病、その他やむを得ない事由が認められる場合は、正規の在学期間を超えて1年以内の在学中の者を対象とする。
なお、転学した場合は、転学後の大学等の正規の在学期間のうち、最初に入学した大学等の正規の在学期間の範囲内の者を対象とし、転学については入学支度金の対象としない。
- (3) 保護者、配偶者及びその他の経済的支援を行う者(以下、「保護者等」という。)と同居していない者。
- (4) 児童養護施設等を退所した者については当該児童養護施設等の長又は退所を決定した児童相談所長、里親等の委託を解除された者については委託の解除を決定した児童相談所長から、保護者等からの経済的な支援が見込まれないと意見が付されている者。

(給付の申請)

第4条 支援給付金を受けようとする者(以下、「申請者」という。)は福島県未来に進もう!こどもの夢応援事業申請書(様式第1号)(以下、「申請書」という。)及び次の各号の書類を、児童養護施設等を退所した者については当該児童養護施設等の長、里親等の委託を解除された者については委託の解除を決定した児童相談所長を経由して、知事に申請するものとする。

児童養護施設等の長及び児童相談所長は送付書(様式第2号)に申請書を添付して知事に送付するものとする。

- (1) 大学等が発行する在学証明書。ただし、申請時に提出することが困難な場合にあっては、大学等に合格したことを証する書類を提出するものとし、大学等への入学後、30日以内に在学証明書を提出する。
 - (2) 児童養護施設等を退所した者については児童養護施設等の長又は児童相談所長、里親等の委託を解除された者については児童相談所長から、保護者等からの経済的な支援が見込まれないと意見が付されている意見書(様式第3号)。
 - (3) 保護者等と同居していない旨を証明する書類(世帯全員の住民票、住宅の賃貸契約書の写し、学生寮等に入居している旨を証明する書類、児童養護施設等の長又は児童相談所長による意見書(任意様式)等)
 - (4) 臨時給付金の申請について、住居の確保に必要な費用を証明する書類(住宅の賃貸契約書の写し、賃貸契約、引越し等の費用の請求(見積)書、その他費用を証明できる書類)。
- 2 前年度3月まで支援給付金の給付を受けていて新年度も継続して給付を受けようとする者は、現況届(様式第5-1号)と添付書類(大学等の在学証明書及び第4条第1項第3号に規定する保護者と同居していない旨を証明する書類。以下、「在学証明書等」という。)を毎年4月10日までに、児童養護施設等を退所した者については児童養護施設等の長、里親等の委託を解除された者については委託の解除を決定した児童相談所長を経由して、知事に提出しなければならない。
- 3 現況届と在学証明書等の提出が第2項に規定する期限までに間に合わない場合、現況届遅延報告書(様式5-2号)を、児童養護施設等を退所した者については児童養護施設等、里親等の委託を解除された者については委託の解除をした児童相談所を経由して、福島県児童家庭課に提出するものとする。また、その理由がやむを得ない理由と認められた場合、期限を過ぎての現況届と在学証明書等の提出を認めるものとする。

児童養護施設等の長又は児童相談所長は送付書(様式第2号)に現況届遅延報告書(様式第5-2号)を添付して知事に送付するものとする。

(給付の決定)

第5条 知事は、申請書又は現況届(様式第5-1号)を受理したとき審査をし、適当と認めるときは、支援給付金の給付を決定するものとする。

- 2 知事は、第1項の規定により給付を決定したときは、児童養護施設等を退所した者については児童養護施設等の長、里親等の委託を解除された者については児童相談所長を経由して、福島県未来に進もう!こどもの夢応援事業通知書(様式第4号)(以下、「通知書」という。)により通知するものとする。

児童養護施設等の長及び児童相談所長は送付書(様式第2号)に通知書を添付して申請者に送付するものとする。

(給付の方法)

第6条 給付の方法は以下のとおりとする。

- (1) 生活給付金

大学等に入学前に給付の決定を受けた者については、大学等に入学した月から、

大学等の正規の在学期間を終了するまで、1ヶ月分を各月の末日まで給付する。

ただし、災害、傷病、その他やむを得ない事由が認められる場合は、正規の在学期間を超えて1年以内の期間が終了する月まで給付する。

なお、入学後に給付の決定を受けた者については、決定を受けた月が属する年度で、要綱第3条に定める対象者の要件を満たす最初の月に遡って給付の対象とし、毎月15日まで給付の決定を受けた場合は給付の決定を受けた月の末日まで、毎月15日以降に給付の決定を受けた場合は、決定を受けた翌月の末日まで、対象となる月分の生活給付金を給付し、その翌月からは1ヶ月分を各月の末日まで給付する。

(2) 入学支度金

毎月15日まで給付の決定を受けた場合は給付の決定を受けた月の末日まで、毎月15日以降に給付の決定を受けた場合は、決定を受けた翌月の末日まで給付する。

(3) 臨時給付金

毎月15日まで給付の決定を受けた場合は給付の決定を受けた月の末日まで、毎月15日以降に給付の決定を受けた場合は、決定を受けた翌月の末日まで給付する。

(給付の決定の取消し等)

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、支援給付金の給付の決定を取り消すとともに、当該事由の生じた日の属する月の翌月（その事由が生じた日が月の初日の場合はその月）以後の支援給付金の給付を行わないものとする。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- (3) 保護者等と同居したとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) 支援給付金の給付期間が、大学等の定める正規の在学期間を超えたとき。ただし、災害、傷病、その他やむを得ない事由が認められるときは、正規の在学期間から1年を超えたときとする。
- (6) 支援給付金の給付を辞退したとき。
- (7) 偽りその他不正の手段により支援給付金の給付を受けたと認められるとき。
- (8) その他支援給付金を給付することが適当でないと認められるとき。

(給付の停止)

第8条 知事は、支援給付金の給付の決定を受けた者（前年度3月まで給付を受けていた者を含む。）（以下、「受給者」という。）が休学し、又は停学の処分を受けたときは、その事実の発生した日の属する月の翌月分から支援給付金の給付を停止するものとする。

2 受給者が正当な理由なくして在学証明書等を提出しないときは、給付を停止することがある。

3 第1項の規定により給付を停止された者が復学した場合は、復学した日の属する月から給付を再開する。

また、第2項の規定により給付を停止された者が在学証明書等を提出した場合は、在学証明書等を提出した月から支援給付金の給付を再開する。なお、給付を停止されていた期間について、在学証明書等により大学等への在学が確認できた最初の月に遡り、支援給付金の給付を再開することとする。

(給付の決定の取消し等の通知)

第9条 知事は、第7条の規定による支援給付金の給付の決定の取消し、第8条第1項及び第2項の規定による給付の停止又は第8条第3項による給付の再開を決定したときは、受給者に対して、福島県未来に進もう!こどもの夢応援事業給付決定（取消

し・停止・再開) 通知書(様式第6号)(以下、「取消・停止・再開通知書」という。)により、児童養護施設等を退所した者については児童養護施設等の長、里親等の委託を解除された者については児童相談所長を経由して通知するものとする。

児童養護施設等の長及び児童相談所長は送付書(様式第2号)に取消・停止・再開通知書を添付して申請者に送付するものとする。

(給付金の返還)

第10条 受給者は、第9条の規定による支援給付金の給付決定の取消し又は停止の通知を受けた場合において、既に支援給付金が給付されているときは、取消し又は停止に係る額を限度に、知事が別に指示する方法により支援給付金を返還しなければならない。

(必要事項の調査)

第11条 知事は、支援給付金の給付に関して必要な事項を調査することができる。

(届出)

第12条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、福島県未来に進もう!こどもの夢応援事業変更届(様式第7号)(以下、「変更届」という。)を、児童養護施設等を退所した者については児童養護施設等の長、里親等の委託を解除された者については児童相談所長を経由して、知事に提出しなければならない。

児童養護施設等の長及び児童相談所長は送付書(様式第2号)に変更届を添付して知事に送付するものとする。

受給者が提出できないときは、保護者等が提出するものとする。

なお、第7号の届出があり、災害、傷病、その他やむを得ない事由が認められ、正規の在学期間を超えて1年以内の期間の給付を決定した場合は、通知書により児童養護施設等を退所した者については児童養護施設等の長、里親等の委託を解除された者については児童相談所長を経由して通知するものとする。

児童養護施設等の長及び児童相談所長は送付書(様式第2号)に通知書を添付して受給者に送付するものとする。

- (1) 学校を退学、休学、復学、転学又は停学したとき。
- (2) 支援給付金の給付を辞退しようとするとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 氏名又は住所に異動があったとき。
- (5) 保護者等と同居したとき。
- (6) 支援給付金の振込先に異動があったとき。
- (7) 災害、傷病、その他やむを得ない事由により、正規の在学期間を超えて1年以内の期間の給付を希望するとき。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、支援給付金の給付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年5月16日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和3年8月10日から施行する。

4 この要綱は、令和5年11月15日から施行する。